

不招請勧誘規制に関して

平成26年4月

農林水産省食料産業局

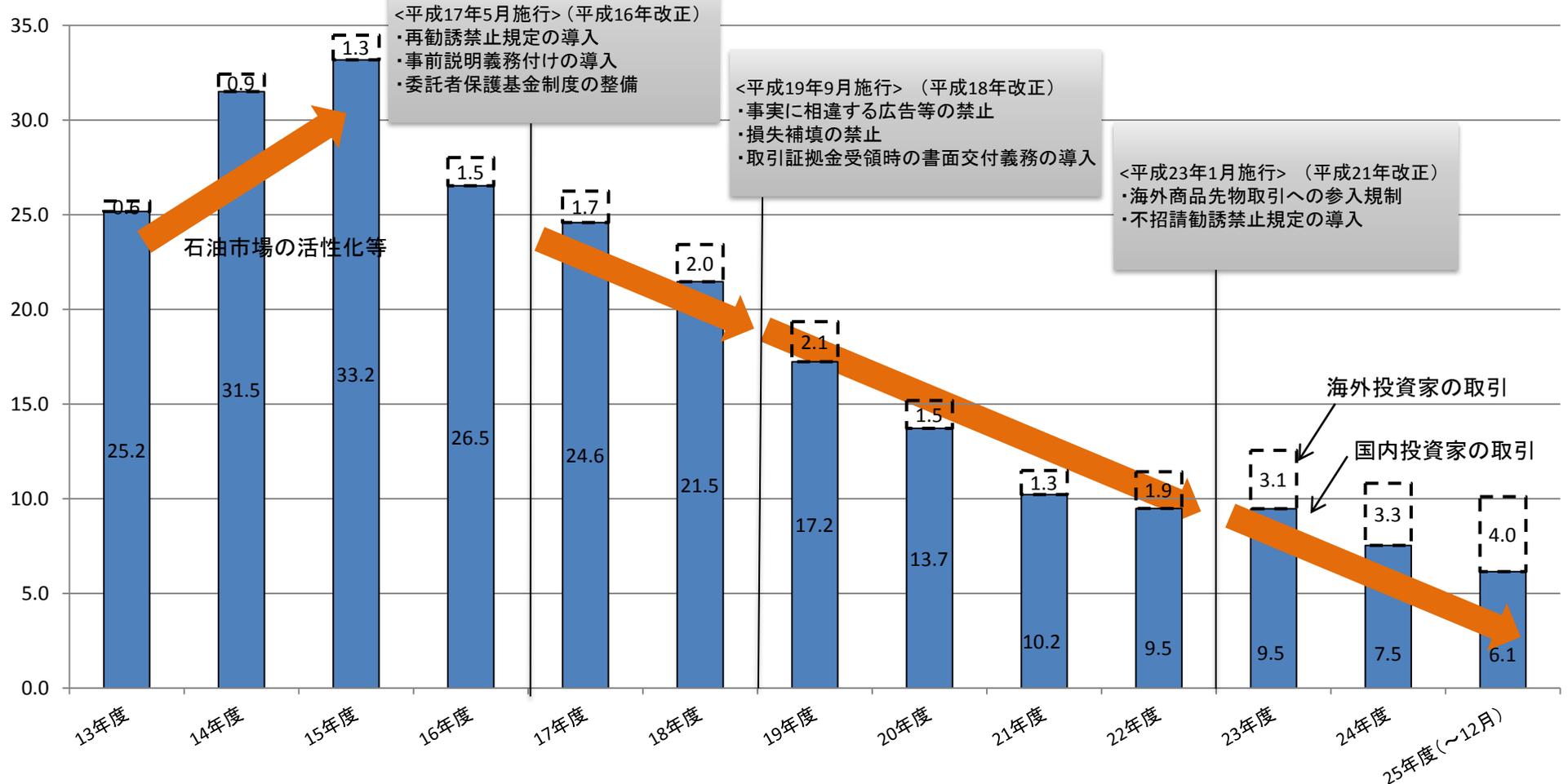
経済産業省商務流通保安G

商品先物取引高の推移

▶ 海外投資家からの取引は急速に拡大している一方、国内投資家の取引は、勧誘規制の強化のため、減少が続く(過去3年間で3割以上減少、ピークから約5分の1以下に減少)。

○東京商品取引所の出来高推移

1日あたり平均出来高(万枚)

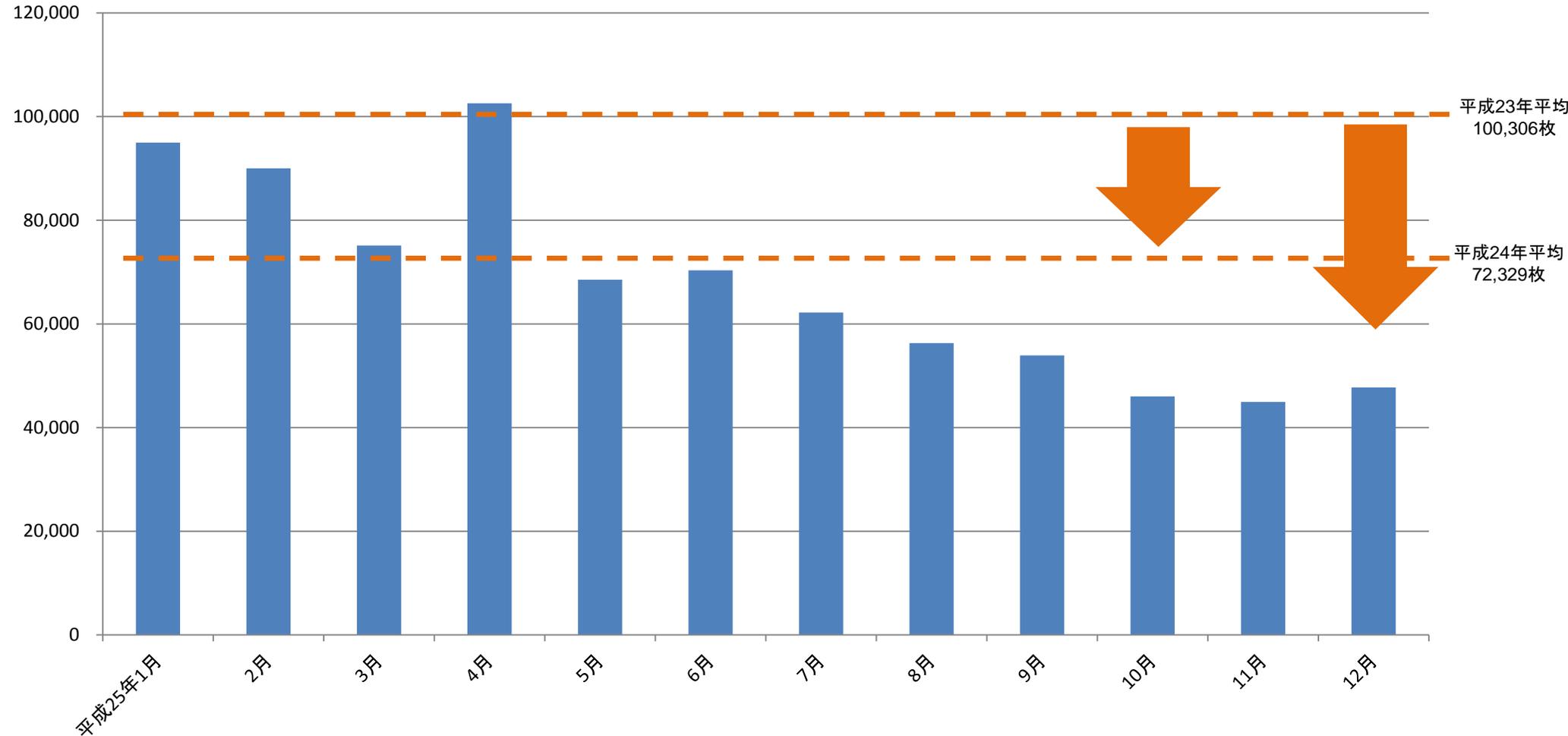


最近の商品先物取引高

- 平成25年はじめは、アベノミクスによる効果(為替の変動等)もあり、取引高は一時的に拡大していた。
- しかし、最近では証券に投資資金が集中する一方、金などのコモディティから投資資金が離れているため、再び取引高は減少している。

1日あたり平均出来高
(枚)

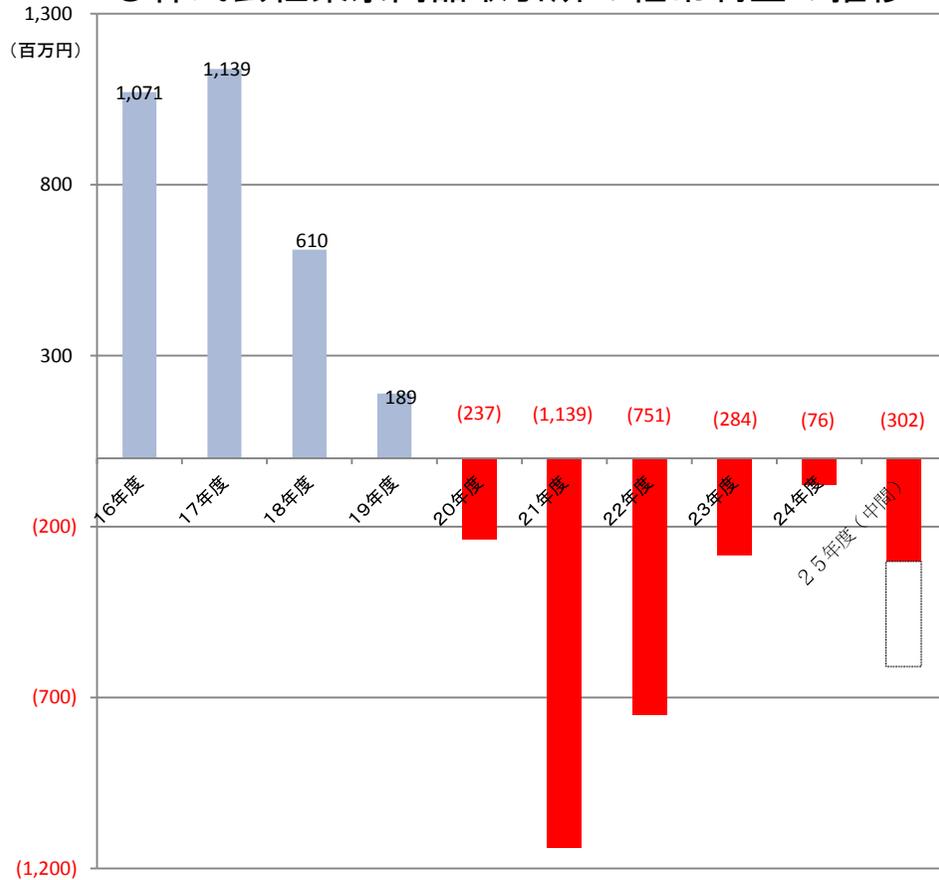
東京商品取引所(国内投資家)の出来高推移(平成25年1月以降)



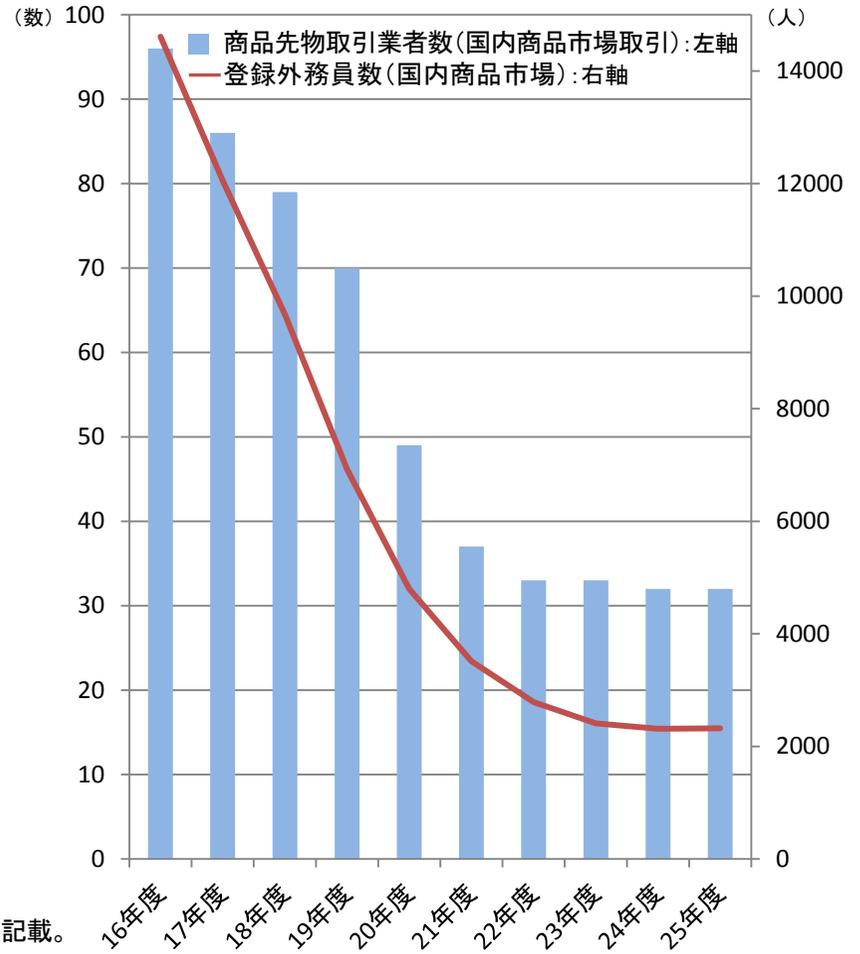
商品先物取引の状況

- 東京商品取引所は経常利益の赤字が継続(過去5年間)。(東京穀物商品取引所も、取引の減少により、5年間赤字を継続した後、平成25年3月に解散)
- 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者や登録外務員の数も、減少している。これまで約12,000人の雇用が消失し、業者数も約7割減少(96社→32社)した。さらに減少が続けば、残された約2,000人の雇用も危機にさらされる可能性がある(全体で約3800人の雇用)。

○株式会社東京商品取引所の経常利益の推移



○国内商品市場取引を扱う商先業者数及び登録外務員数の推移



※平成20年12月に株式会社に移行。平成19年以前は、各年度の収入総額と支出総額の差額を記載。

商品先物市場の縮小による中小企業・消費者への悪影響

▶商品先物市場の縮小により、中小企業の経営や消費者への悪影響が懸念。

石油市場

中小企業への影響

- ・ガソリン・灯油等を取り扱うガソリンスタンドや、灯油の移動販売を行う小規模事業者等が、あらかじめ固定した価格で石油製品を仕入れる場を失う
 - ・系列外からの調達の間を失う
- ※関東、中部で販売される灯油の約10%は東京商品取引所指定の油槽所から出荷

消費者への影響

- ・ガソリン価格や灯油価格の高騰や乱高下に晒されるリスクが高まる
- ・系列外からの調達の場がなくなることによって、ガソリン価格や灯油価格が上がる可能性が高まる

ゴム市場

自動車部品、テープ、スポーツ用品等の製造業者が、あらかじめ固定した価格でゴムを仕入れる場を失い、コスト増の直撃を受ける

ゴムが使用されている日用品が価格変動の影響を受けやすくなる

農産物市場

海外から大豆を買い付ける中小飼料製造メーカーが、あらかじめ固定した価格・量で大豆を仕入れる場を失い、コスト増の直撃を受ける

飼料価格が高騰することによって、畜産物等の食料品の価格が上がる可能性が高まる

規制改革実施計画（閣議決定）

▶ 昨年6月、「規制改革実施計画」（閣議決定）において、勧誘等における禁止事項について、以下を決定。

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

Ⅱ 各分野における規制改革

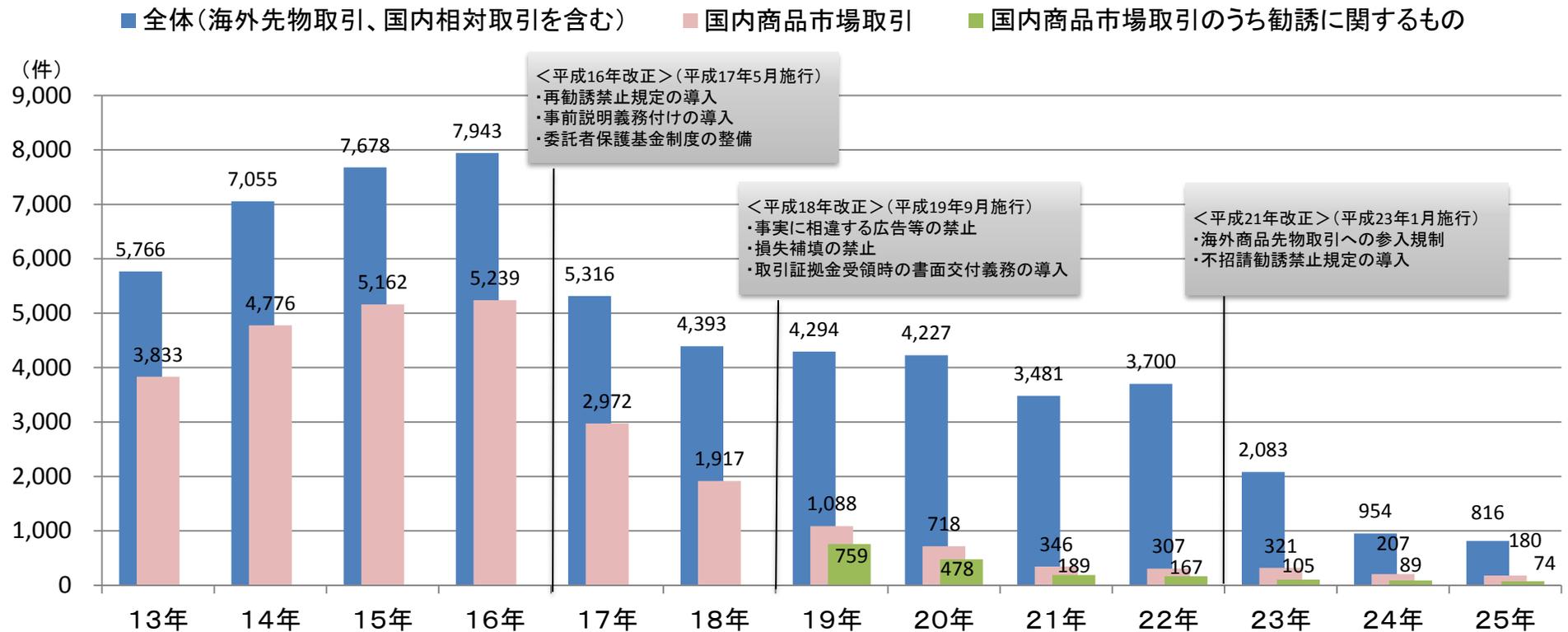
5 創業等分野

(2) 個別措置事項

10	行為規制の整備	行為規制については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する。	平成25年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
12	顧客勧誘時の適合性原則の見直し等	「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、適合性の原則の確認に関し、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えることを明確化する。 また、 <u>勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。</u>	<u>平成25年度 措置</u>	農林水産省 経済産業省

商品先物取引に係る苦情・相談件数

- 商品先物取引に係る苦情・相談件数は、委託者保護に関する累次の法律改正により、全体苦情・相談件数は約10分の1、特に国内商品市場取引に係る苦情・相談件数も約30分の1に大幅に減少。
- 商品先物取引におけるトラブルが多かった平成10年から平成16年に主務省から行政処分を受けた事業者22社のうち、17社が既に廃業。



※平成21年4月より集計方法が変更になったため、時系列での比較はできない。

※国内商品市場取引については、平成21年3月以前は「国内公設先物取引」の苦情相談を、平成21年4月以降は「国内商品先物等」の苦情相談を指す(平成23年1月以降は店頭取引の苦情相談を除く)。

出典:全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)データを基に経済産業省作成。また、勧誘に関するもの(平成19年以降)は、経済産業省が独自に分類・集計。

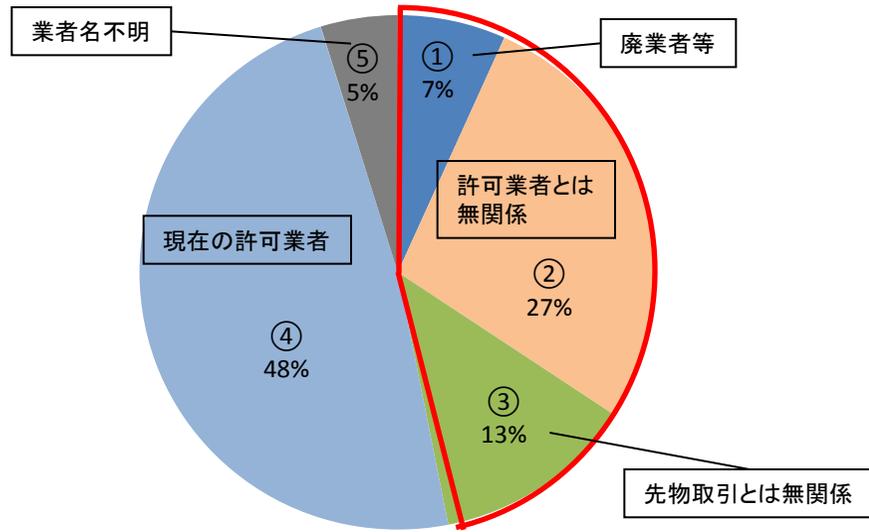
平成15年以前のデータは産業構造審議会商品先物取引分科会参考資料(平成24年6月/平成20年7月17日までの登録分)による。

平成16年以降のデータは、平成25年12月31日までの登録分。

商品先物取引に係る苦情・相談件数

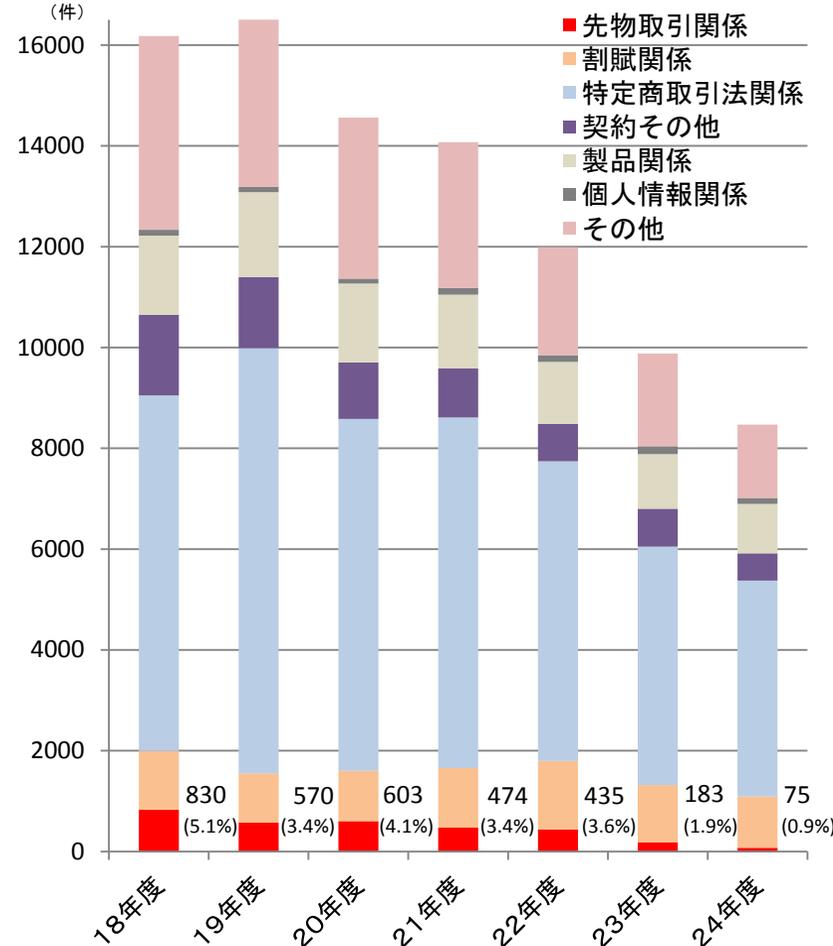
- 最近の苦情・相談件数の内訳は、すでに廃業した業者や商品先物取引とは無関係なものなどに関する苦情・相談が約半数。
- また、他の消費者相談とも比較しても、商品先物取引関連の相談の割合（経産省：0.9%、農水省：0.06%）は少なく、割合・件数ともに大幅に減少。

○商品先物取引(国内市場取引)に関する苦情・相談の内訳(平成24年受付分)



①すでに廃業した業者や過去の取引に関するもの	14
②許可業者とは無関係なもの	57
③商品先物取引とは無関係なもの(金融商品、現物取引、架空取引等)	26
④現在の許可業者(32社)に関するもの	100
⑤業者名が不明であるもの	10
総計	207

○経産省への商品先物取引関連の相談件数



※全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)データを基に農水省・経産省において「国内商品先物等」に分類されるものを抽出(精査の上、異同を生じることがありうる。)

※国内商品市場取引については、「国内商品先物等」の苦情相談(店頭取引の苦情相談を除く)を指す。

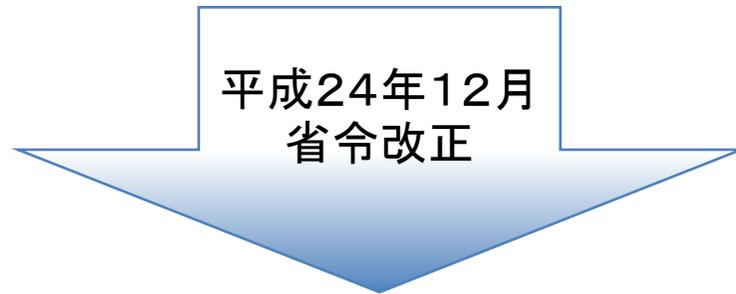
※経済産業省の消費者相談室(全国各地)に一般消費者、地方公共団体、消費生活センター及び消費者団体等から寄せられた相談。

不招請勧誘の禁止の見直し

平成24年12月商品先物取引法の省令改正により商品先物取引の不招請勧誘の禁止規制を緩和。

省令改正以降、委託者の被害件数の増加等は発生していない。

○商品先物取引業者は、商品取引契約の締結について勧誘の要請をしていない顧客に対して、訪問又は電話によって勧誘することができない（不招請勧誘の禁止）。



○金融商品取引業者が、金融商品の取引所デリバティブ取引について自社と契約関係（※）にある顧客に対して、商品先物に関する不招請勧誘を行う場合について、不招請勧誘の禁止の適用除外とした。

※この場合の契約関係とは、金融商品取引契約を最初に締結した日から90日が経過しており、かつ当該取引（新規建玉・決済はそれぞれ1回の取引とカウント）を勧誘の前1年以内に実際に2回以上行っている又は未決済の残高を有すること。

自主規制団体である日本商品先物取引協会が把握する被害件数

	24年												25年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
件数	0	4	3	7	5	8	6	7	12	6	2	2	4	6	4	10	6	6

商品先物法の省令改正前(月平均5件)

商品先物法の省令改正後(月平均5件)

不招請勧誘の禁止に関する法令上の枠組み

商品先物取引法は不招請勧誘の禁止を法律、政令、省令の3段階で規定している。

法律

不招請勧誘を禁止する旨を一般的に規定

商品先物取引法

第214条 商品先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

九 商品取引契約(当該商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、委託者等の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること(委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く。)

政令

禁止の対象となる契約として、以下の契約を規定

1. 個人を相手方とする取引所取引に係る契約(初期の投資額以上の損失が発生しない仕組みの取引を除く)
2. 個人を相手方とする店頭取引に係る契約

商品先物取引法施行令

第30条 法第214条第9号の政令で定めるものは、個人である顧客(以下この条において「個人顧客」という。)を相手方とし、又は個人顧客のために法第2条第22項第1号から第4号までに掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約(商品市場における相場等に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について当該個人顧客に損失が生ずることとなるおそれがある場合における当該損失の額が、取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがあるものに限る。)及び個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために同項第5号に掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約とする。

省令

上記を前提に、例外的に適用除外となる場合を規定

1. 自社との間で、既に商品取引契約を締結している顧客に対する勧誘
2. 自社との間で、既に店頭取引に係る金融商品取引契約を締結している顧客に対する勧誘
3. 自社との間で、既に取引所取引に係る金融商品取引契約を締結している顧客に対する勧誘

商品先物取引法施行規則

第102条2 法第214条第9号の主務省令で定める行為は、商品先物取引業者が継続的取引関係にある顧客(既に当該商品先物取引業者と次の各号に掲げるいずれかの契約を締結している者(第3号に掲げる契約を締結している者にあつては、当該者が当該商品先物取引業者との間で最初に同号に掲げる契約を締結した日から90日を経過した場合であつて、かつ、勧誘の日前1年間に2以上の同号に規定する取引を行った場合又は勧誘の日に未決済の同号に規定する取引の残高を有する場合に限る。)をいう。)に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第30条に規定する商品取引契約(第3号に掲げる契約に係る顧客に対しては、当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第2条第22項第5号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除く。)の締結を勧誘する行為とする。

- 1 令第30条に規定する商品取引契約
- 2 金融商品取引法施行令第16条の4第1項に規定する金融商品取引契約
- 3 顧客のために金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ(同条第27項に規定する有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容とする契約

産業構造審議会・報告書（平成24年）

➤平成24年8月、産業構造審議会商品先物取引分科会において取りまとめられた「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」（農林水産大臣及び経済産業大臣に答申）において、多様な取引参加者の拡大等による市場の活性化が記述。

「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」（平成24年8月21日）（抄）

第1章 はじめに

4. さらに、我が国の商品市場の活性化と健全な発展のためには、委託者保護による健全性の向上の取組みに加えて、取引所サービスの向上や多様な取引参加者の拡大など流動性向上のための積極的な方策を打ち出すべきである。

第3章 商品先物市場の活性化・健全な発展の方策について

具体的には、下記のように、委託者保護に適切に取り組むとともに、商品取引所のサービスの向上や多様な取引参加者の拡大等により市場の活性化を図るべきである。

1. 取引参加者の拡大

(4) 個人投資家

② 個人の委託者に接する外務員は、法令遵守による委託者保護の役割に加え、商品先物市場における流動性を高めその機能を発揮させるという役割を担っており、法令遵守の徹底に加えて、商品市況や資産運用に関する相談に的確に対応しうよう資質の向上を図るべきである。

商品先物市場の将来像

我が国のエネルギー政策と連携した新商品の上場

<電力先物の上場>

- ・電力システム改革により、価格変動を有する卸電力取引所の取引が増加することに伴い、当該価格変動をヘッジするための電力先物市場を創設する。
- これにより、小売電気事業者等が将来の電力価格をヘッジ(固定化)することが可能に。

<LNG先物の上場>

- ・LNG先物市場の創設により、LNG価格の変動リスクを回避するリスクヘッジの場を提供する。
- ・さらに、既存の石油市場の活性化を図り、石油の価格変動に対するヘッジ機能を強化する。

事業環境の整備

<海外の取引所との連携>

- ・ダイレクト・マーケット・アクセスの実施 (海外投資家の直接参入)
- ・平成26年3月に、東京商品取引所とドバイ・マーカントイル取引所との間で、石油先物市場の活性化に向けて、連携を強化する覚書を締結

<機関投資家等の参加促進>

- ・年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の運用対象にコモディティの追加を検討
- ・金融商品取引業者の参入促進(手続簡素化等)
- ・当業者のヘッジ円滑化のため、ヘッジ会計の明確化

<個人投資家の参加促進>

- ・勧誘規制について、顧客保護に留意しつつ、商品活性化の観点から検討
- ・金融所得課税の一元化(株式等と先物取引の損益通算を認める)

年金等生活者への勧誘

- 監督指針の改正案において、年金等生活者への勧誘を、不相当と認められる勧誘として位置付け。
- 年金等生活者への勧誘を行った場合には、商品先物取引法第215条(適合性の原則)違反となり、行政処分の対象となりうる。

商品先物取引法

(適合性の原則)

第二百十五条 商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品先物取引業を行わなければならない。

商品先物取引業者等の監督の基本的な指針改正案

II-4-2 適合性の原則

(4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項

② 具体例

イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不相当と認められる勧誘であると考えられる。

・給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等(以下「年金等」という。)により生計を立てている者(例えば、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者)に対する規則第102条の2第2号により行うことが可能とされている勧誘

商品先物取引法における行政処分

許可取消し及び業務停止命令

(監督上の処分)

第二百三十六条 主務大臣は、商品先物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該商品先物取引業者の第九十条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品先物取引業の停止を命ずることができる。

五 この法律(第二十一条第二項を除く。)、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の処分又は第九十条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

業務改善命令

(業務改善命令等)

第二百三十二条 主務大臣は、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ相当であると認めるときは、その必要の限度において、商品先物取引業者に対し、財産の状況又は商品先物取引業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

理解度確認について

➤ 基本契約後に熟慮期間を設けるとともに、①レバレッジ取引である旨、②顧客に損失が生ずるおそれがある旨、③当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨を顧客が理解したかを商品先物取引業者が確認することを省令及び監督指針において義務付け

➤ 理解度確認においては、顧客自身の自由な意思の下で、仮想の取引事例における損失額を記載してもらうなど、取引リスクに対する理解をテスト形式で確認

➤ 顧客自らの力で理解度確認書面を記載するよう、商品先物取引業者による解答の示唆を禁止

➤ 商品先物取引法における自主規制機関として認可を受けた日本商品先物取引協会が策定する自主規制ルールにおいて、例えば、仮想の取引事例における損失額を顧客自身に記入させるなどの理解度確認書面の統一的フォーマットを定める予定

• 理解度確認書面を通じて顧客の理解度を確認した場合に限り、顧客から取引の指示を受ける

• 違反した場合には、取引が商品先物取引業者の計算として位置付けられる

• 理解度確認書面については、商品先物取引業者等に保管を義務付け、立入検査等で理解度確認の有無をチェックし、必要に応じて、行政処分を含め、厳正に対応する

理解度確認について

➤ 商品先物取引法施行規則改正案（不招請勧誘の禁止の例外）

第二百二条の二 法第二百十四条第九号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

二 商品先物取引業者が顧客（既契約者を除く。以下この号において同じ。）に対し、訪問し、又は電話をかけて、令第三十条に規定する商品取引契約（当該顧客を相手方とし、又は当該顧客のために法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする契約を除き、次に掲げる事項を内容とするものに限る。以下この号において同じ。）の締結を勧誘する行為であつて、当該商品取引契約を締結するまでの間に、身分証明書その他の当該顧客の年齢又は生年月日を証する書面（以下この号において「身分証明書等」という。）により、当該顧客が七十歳未満であることを確認することを条件として行うもの

イ 当該商品取引契約を締結した日から七日を経過し、かつ、当該商品先物取引業者が法第二百七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について適切な理解がなされているかどうかを書面等を使用する方法により当該商品取引契約の締結後に確認した場合でなければ、当該商品先物取引業者が当該商品取引契約の内容となる取引につき、第一条各号に規定する事項についての顧客の指示を受けることができないこと。

ロ 当該商品先物取引業者が身分証明書等により当該顧客の年齢を確認せず、若しくは当該顧客が七十歳以上であるにもかかわらず当該商品取引契約を締結し、又はイに反して顧客の指示を受け取引を行った場合には、当該商品先物取引業者が当該取引を自己の計算においてしたもののみならずこと。

➤ 商品先物取引法（商品取引契約の締結前の書面の交付）

第二百七条 商品先物取引業者は、商品取引契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該商品取引契約に基づく取引（第二条第三項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからホまでに掲げる取引をいい、同条第十四項第四号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号イからニまでに掲げる取引をいい、同項第五号に掲げる取引にあつては同号の権利を行使することにより成立する同号に規定する金銭を授受することとなる取引をいう。）の額（取引の対価の額又は約定価格若しくは約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金その他の保証金その他主務省令で定めるもの（以下この項及び第二百二十条の二第一項において「取引証拠金等」という。）の額を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該取引の額が当該取引証拠金等の額を上回る可能性がある旨

ロ 当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）

二 商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数に係る変動により当該商品取引契約に基づく取引について当該顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回るおそれがある場合には、その旨

三 前二号に掲げるもののほか、当該商品取引契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

理解度確認について

➤ 商品先物取引業者等の監督の基本的な指針改正案

⑥ 理解度確認

規則第102条の2第2号により行うことが可能とされている勧誘において、同号イに規定する「法第217条第1項第1号から第3号までに掲げる事項について適切な理解がなされているかどうか」の確認(以下「理解度確認」という。)に当たっては、それが顧客自身の理解を確認するものであることに鑑み、下記の対応が必要である。

イ. 理解度確認に使用する書面について、日商協の策定する自主規制ルールに基づき、顧客がその内容を十分に理解していることが確認できるものとなっていること(電子情報処理組織を使用して行われる場合も同様とする。)。

ロ. 外務員が商品取引契約の締結後直ちに理解度確認を行おうとするなど、顧客の自由な意思によらない理解度確認を求めないこと。また、商品先物取引業者の役職員が顧客に対して解答を示唆してはならないこと。

➤ 商品先物取引法施行規則改正案 (禁止行為)

第百三条 法第二百十四条第十号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

二十七 前条第二号の規定による行為により商品取引契約を締結した場合において、当該商品取引契約の内容とされた同号イ又はロに掲げる事項に反して取引を行うこと。